

# I 調査の概要

## 1 調査の目的

事業所・企業統計調査は、全国のすべての事業所および企業を対象として、事業の種類や従業者数等、事業所および企業の基本的事項を調査し、行政施策のための基礎資料ならびに各種統計調査実施のための事業所および企業の母集団情報を得ることを目的としています。

## 2 調査の沿革

この調査は、統計法に基づく指定統計調査(指定統計第2号)として、「事業所統計調査」の名称で昭和22年に開始され、平成8年の調査から企業の実態把握を充実させたことに伴い、「事業所・企業統計調査」と名称を変更しました。

調査は、昭和23年調査から昭和56年調査までは3年ごと、昭和56年以降は5年ごとに国や地方公共団体の事業所も含めた調査を、また、その中間年には民営事業所を対象とした簡易な内容の調査を実施しています。

今回の平成18年調査は、平成16年の簡易調査に続く大規模な調査に当たります。

## 3 調査期日

平成18年10月1日現在

## 4 調査の対象

調査の対象は、調査日現在で県内に所在するすべての事業所です。ただし、次の事業所は調査対象から除かれます。

- (1) 日本標準産業分類(平成14年3月7日総務省告示第139号)の「大分類A－農業」、「大分類B－林業」および「大分類C－漁業」に属する個人経営の事業所(いわゆる農・林・漁家)
- (2) 日本標準産業分類の「中分類83－その他の生活関連サービス業(小分類832家事サービス業に限る)」(いわゆる住み込みのお手伝いさん)および「中分類94－外国公務」に属する事業所(大使館、領事館など)

## 5 調査の単位

調査は、原則として、単一の経営者が事業を営んでいる1区画の場所を1事業所とし、これを調査の単位としています。単一経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに1事業所としています。

なお、次の事業所は、事業所・企業統計調査でいう事業所に含めていません。

- (1) 収入を得て働く従業者がいないもの
- (2) 休業中かつ従業者がいないもの
- (3) 季節的に営業する事業所で、調査期日に従業者がいないもの

## 6 調査の方法

調査は、甲調査および乙調査に分けて実施しました。

甲調査は民営の事業所を、乙調査は国、地方公共団体の事業所を対象として、それぞれ次に示す流れで実施しました。

### (1) 甲調査

- ・ 総務大臣－都道府県知事－市町長－統計調査員(指導員)－統計調査員(調査員)－民営事業所

### (2) 乙調査

- ・ 国の事業所 総務大臣－府省等の長－調査事業所
- ・ 都道府県の事業所 総務大臣－都道府県知事－調査事業所
- ・ 市町の事業所 総務大臣－都道府県知事－市町長－調査事業所

## 7 調査事項

調査事項は、次のとおりとなっています。

### (1) 甲調査

[事業所に関する事項]

- ア 名称および電話番号
- イ 所在地
- ウ 経営組織
- エ 本所・支所の別
- オ 開設時期
- カ 従業者数
- キ 事業の種類・業態
- ク 形態

[企業に関する事項]

- ア 本所・本社・本店の名称および電話番号
- イ 本所・本社・本店の所在地
- ウ 登記上の会社成立の年月
- エ 資本金額および外国資本比率
- オ 親会社・関連する会社の有無
- カ 親会社の名称および電話番号
- キ 親会社の所在地
- ク 子会社の数
- ケ 支所・支社・支店の数
- コ 会社全体の常用雇用者数
- サ 会社全体の主な事業の種類
- シ 会社形態の変更状況
- ス 電子商取引の実施状況

### (2)乙調査

- ア 名称および電話番号
- イ 所在地
- ウ 職員数
- エ 事業の種類

## Ⅱ 用語の解説および利用上の注意

### 1 用語の解説

#### (1) 事業所

事業所とは、経済活動の場所ごとの単位であって、原則として次の要件を備えているものをいいます。

ア 経済活動が、単一の経営主体のもとで一定の場所(一区画)を占めて行われていること。

イ 物の生産や販売、サービスの提供が、従業者と設備を有して、継続的に行われていること。

#### 派遣・下請従業者のみの事業所

当該事業所に所属する従業者が1人もおらず、他の会社など別経営の事業所から派遣されている人のみで事業活動が行われている事業所をいいます。

#### (2) 異動状況別事業所

##### ア 存続事業所

前回調査日に把握された事業所で、調査日にも現存している事業所をいいます。

##### イ 新設事業所

調査日現在に存在した事業所のうち、前回調査日には存在しなかった事業所をいいます。

その中には、前回調査の調査日の翌日以後に開設した事業所のほか、他の場所から移転してきたものを含みます。

##### ウ 廃業事業所

前回調査日に存在した事業所のうち、調査日には存在しなかった事業所をいいます。その中には、前回調査の調査日の翌日以後に廃業した事業所のほか、他の場所に移転したものを含みます。

#### (3) 経営組織

##### ア 民 営

国および地方公共団体の事業所を除く事業所をいいます。

##### イ 個人経営

個人が事業を営んでいる場合をいいます。会社や法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含めます。

##### ウ 法 人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいいます。

##### エ 会 社

株式会社(有限会社を含む)、合名会社、合資会社、合同会社、相互会社および外国の会社をいいます。ここで、外国の会社とは、外国で設立された法人やその他の外国の団体であ

って、会社と同種のものまたは会社に類似するものの支店、営業所などのうち、会社法の規定により日本に営業所などの所在地を登記したものをいいます。

オ 独立行政法人等

独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人および日本郵政公社をいいます。

カ その他の法人

法人格を持っているもののうち、会社および独立行政法人等以外の法人をいいます。例えば、特殊法人、認可法人、財団法人、社団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合（法人格を持つもの）、農（漁）業協同組合、事業協同組合、国民健康保険組合、共済組合、信用金庫などが含まれます。

キ 法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいいます。例えば、協議会、後援会、同窓会、労働組合（法人格を持たないもの）の事業所などが含まれます。

#### (4) 事業所の産業分類

事業所の主な事業の種類（原則として過去1年間の収入額または販売額の多いもの）により、日本標準産業分類（平成14年3月7日総務省告示第139号）に基づき分類しています。

なお、一部の小分類項目については分割したのもも小分類としています。

#### (5) 従業者

従業者とは、調査日現在、当該事業所に所属して働いているすべての人をいいます。したがって、他の会社や下請先などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれます。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社や下請先などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めません。なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としています。

ア 個人業主

個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営しているものをいいます。

イ 無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいいます。家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」または「臨時雇用者」に含めます。

ウ 有給役員

有給役員とは、個人経営以外の場合で、役員報酬を得ている人をいいます。重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含めます。

- エ 常用雇用者  
事業所に常時雇用されている人をいいます。期間を定めずに雇用されている人もしくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人または調査日前2か月間でそれぞれ18日以上雇用されている人をいいます。
- オ 正社員・正職員  
常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人をいいます。
- カ 正社員・正職員以外  
常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」またはそれに近い名称と呼ばれている人をいいます。
- キ 臨時雇用者  
常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人または日々雇用されている人をいいます。
- ク 派遣・下請従業者  
従業者のうち、いわゆる労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人、または下請として請負先の事業所で働いている人をいいます。

## (6) 本所・支所の別

- ア 単独事業所  
他の場所に同一経営の本所(本社・本店)や支所(支社・支店)を持たない事業所をいいます。
- イ 本所(本社・本店)  
他の場所に同一経営の支所(支社・支店)があつて、それらのすべてを統括している事業所をいいます。本所(本社・本店)の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としています。
- ウ 支所(支社・支店)  
他の場所にある本所(本社・本店)の統括を受けている事業所をいいます。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所としています。支社、支店のほか、営業所、出張所、工場、従業者のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれます。

## (7) 開設時期

事業所が現在の場所で事業を始めた時期をいいます。

## (8) 会社企業

会社企業とは、経営組織が株式会社(有限会社を含む)、合名会社、合資会社、合同会社および相互会社で、本所と支所を含めた全体をいいます。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業となります。

## (9) 企業産業分類

企業単位の産業分類で、支所を含めた企業全体の主な事業の種類(企業全体の過去1年間の総収入額または総販売額の最も多いもの)により分類しています。

なお、分類区分は、事業所の産業分類区分と同一です。

## (10) 資本金額

株式会社(有限会社を含む)については資本金の額、合名会社、合資会社および合同会社については出資金の額、相互会社については基金の額をいいます。

## (11) 親会社・子会社・関連会社

### ア 親会社

当該会社の議決権を過半数所有している会社をいいます。

ただし、50%以下であっても、当該会社を子会社とする連結財務諸表が作成されている場合は、当該連結財務諸表において当該会社の直近上位に位置する会社を親会社とします。

### イ 子会社

当該会社が50%を超える議決権を所有する会社をいいます。

また、当該会社の子会社が50%超の議決権を所有している会社も子会社とします。

このほか、当該会社および子会社の合計で50%超の議決権を所有している会社も子会社とします。

### ウ 関連する会社(議決権所有元)

当該会社に対して、20%以上50%以下の議決権を直接所有している会社をいいます。

### エ 関連する会社(議決権所有先)

当該会社が、20%以上50%以下の議決権を直接所有している会社をいいます。

## (12) 電子商取引

電子商取引とは、インターネットやインターネット以外のコンピューターネットワークを利用した商取引をいいます。

ただし、決済および同一企業内の事業所間での商取引は、ここでいう電子商取引には含まれていません。

## 2 利用上の注意

- (1) この報告書の表中の数値は、総務省が公表した指定統計の数字のほか、福井県が独自で集計したものも含まれます。
- (2) 独立行政法人等は今回の調査では「民営」の事業所として集計されていますが、平成13年事業所・企業統計調査では「国、地方公共団体等」の事業所として集計されています。
- (3) 平成13年事業所・企業統計調査の産業分類別の数値は、日本標準産業分類(平成14年3月改訂)に組み替えたものです。これにより、平成13年の民営事業所総数から「個人経営」のもやし製造業は除外しました。
- (4) 新設の分類項目については、組み替えのできなかったものがあり、この場合、その分類項目を「…」で表しました。
- (5) 実数について該当のない場合は、「-」で表しました。
- (6) 各項目の表にある%数字は、四捨五入により、合計が100%にならない場合があります。
- (7) ※が付された産業分類項目名は、短縮したものです。正式な産業分類項目名は「産業分類一覧」を参照してください。
- (8) 地域表章単位は、次の地域ブロックのとおりです。  
「福井坂井地域」 福井市、あわら市、坂井市、永平寺町  
「奥越地域」 大野市、勝山市  
「丹南地域」 鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町  
「嶺南地域」 敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町